

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成25年11月29日（金）午後1時30分から午後3時50分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所裁判員候補者待機室

第3 出席者

（委員）

岩橋範子、上岡美穂、上坂和央、清井昭彦、久保富三夫、小滝正孝、小林直樹、新土居仁昌、藤井幹雄、藤田清司、森義之（委員長）

（五十音順、敬称略）

（事務担当者又は庶務）

棚田首席家庭裁判所調査官、伊藤首席書記官、木村主任家庭裁判所調査官、大橋事務局長、前田事務局次長、大本総務課長、籾本総務課課長補佐

第4 議事

1 開会

2 所長あいさつ

3 新任委員紹介

前回委員会以降任命された清井委員及び藤井委員の紹介が総務課長から行われた。

4 前回の議事概要等

説明者（総務課長）が、前回委員会テーマ「家事事件手続法について」に関して、窓口での手続案内の実情を報告した。

5 テーマ「児童虐待について」

（1）児童虐待に関する事件とその動向の説明

説明者（首席書記官）が、児童虐待に関する事件とその動向を説明した。

(2) 児童虐待と家庭裁判所の関わりの説明

説明者（主任家庭裁判所調査官）が、児童虐待と家庭裁判所の関わりを説明した。

(3) 児童虐待に関する事件の説明

説明者（裁判官）が、児童虐待に関する事件の実情を説明した。

(4) 意見交換

【発言者／○：委員長、○：1号委員（学識経験者）、●：2号委員（弁護士）、△：3号委員（検察官）、□：4号委員（裁判官）、■：事務担当者又は庶務】

● 弁護士会では、子どもの人権救済活動に取り組んでいる。子どもの権利委員会に19人の弁護士が所属して担当している。児童虐待については、子ども本人が弁護士に相談できるよう、今年は5月の土曜日に子どもの電話相談を実施したところ、数件の電話があった。このように、子どもが弁護士に直接電話できる取組みは今後も継続していく。

児童相談所など関連機関との連携のため、司法修習生を対象に児童相談所見学を実施している。また、子どもシェルター「るーも」を開設した。これは児童虐待のために安心して生活することができる場所を失ってしまった子どもの緊急の避難所で、NPO法人が家を借りて、子どもがそこの個室で生活する。児童相談所は18歳未満の子どもに対応するので、それ以上の子どもを受け入れているほか、児童相談所での集団生活に適応できないケースに対応しており、入所した子ども一人につき弁護士が一人付く。

さらに、子どもの虐待にどう取り組んでいくかというシンポジウムを毎年開いており、平成19年には「子どもと人権を考える集い」を、平成23年には「子どものための児童養護施設を考える」をテーマに開催した。

● 私は以前、弁護士会の子ども権利委員会の委員長をしており、1998年にはシンポジウムを開いた。和歌山医科大学も積極的に、被虐待児症候

群を研究していて、情報交換をした。その後、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会ができ、私もそこの幹事をして、定期的にシンポジウムを開いている。

子どもシェルター「るーも」は、全国で8番目に設立された施設で、100万人を下回っている県では初めての設立である。定員は6人で、現在は、18歳の女子が一人利用している。あまり多く収容するとケアが難しくなる。性的虐待被害の女子が中心なので、男子の受入れは難しく、今後も女子を中心に運営されると聞いている。

- 質問が二つある。一つは、民法834条による親権喪失について、親権を回復する規定はあるのか。もう一つは、和歌山における親権喪失等の審判において、その虐待の内容はネグレクトが多いとのことだが、性的虐待の理由では児童相談所からどのくらい申立てがあるのか。
- 民法836条に審判取消の規定がある。親権喪失の事由がなくなったとの申立てがあると、改めて審理をすることになり、申立ての理由が確認できるか調査する。親権喪失は性的虐待が多いと思う。平成24年、25年の親権喪失事件のほとんどは性的虐待を理由とするもので、施設収容事件はネグレクトが多かった印象がある。
- 統計資料によると、性的虐待とネグレクトの割合は、親権喪失については同じくらいの割合であるが、親権停止についてはネグレクトが圧倒的に多い。
- 内縁関係の男性が性的虐待をし、母親が放置している状況は一種のネグレクトだが、親権停止になることが多い。
- 今年10月に、児童虐待で子どもを死亡させる事件があったが、過去にも親が事件を起こしているような情報があったとの話があり、情報の共有がなかった点が問題の一つと指摘されている。当時の検察庁のコメントとして児童相談所への情報提供の可能性に触れているが、これについての裁

判所や検察庁の見解はどのようなものか。

- 裁判所は、証拠と家裁調査官の調査等に基づき判断している。家裁調査官は、児童相談所とも連携を行っている。
- 児童相談所とは意見交換をするのか。
- 家裁調査官による調査は全て裁判官に報告するためのものだが、親子関係を修復するために児童相談所が親子修復プログラムを作成する場合などにおいて、裁判官の許可を得て児童相談所に助言がある。
- 以前に県の措置専門部会の委員をしていたが、児童福祉法28条関係では、児童虐待が疑われるケースでは、まず児童福祉審議会にかかり、児童相談所と保護者の意見が合わないときは措置専門部会の意見を聞くことになっている。基本的には保護者の同意に基づいて入所することになる。その方が家族の再統合のために児童相談所と親をつなげることができる。28条審判の申立てをするのは、どう説得しても理解が得られないときで、そういう場合の母はネグレクトが多かった印象を持っている。保護者に虐待の認識が薄い。また、母も精神的疾患があるために虐待をしてしまった場合は、病識も少なく、自分の中でもギャップがあり、そのため28条審判申立てになっている印象がある。
- △ 捜査情報を全て共有できるというものではない。刑事司法全体の制度の中で、児童福祉の面や家庭裁判所との関係の中で可能な範囲で検討していくことは考えられるが、現時点でどこまでとは言えない。
- 危ない状況を早く脱出するためには一時隔離をすることができるが、児童虐待の防止等に関する法律では、家庭裁判所等の裁判官の許可状により、保護者が求めに応じないときは臨検や搜索できると規定されている。児童相談所と保護者との間の話がうまく付かずして許可状を求めてきた事例はあるのか。また、求められた場合には許可状はすぐに発付されるのか。
- 通常の捜査の令状と同様である。警察や検察庁が関与して申し立てられ

るのが一般的と考える。

- △ 檢察庁としては請求例がない。警察は、犯罪のおそれがあれば捜査をすることになるが、犯罪に至らない場合は、警察では難しいのではないか。
- 児童相談所が調査をする必要があるときに、保護者が鍵をかけて家に入ってくれないために調査ができないことがよくあるが、警察と連携を取って意見交換しながら、警察官にも説得してもらうと、かなりの場合入れてくれる。それでもだめなら許可状を申し立てるのではないか。
- 平成16年に通告義務の範囲が拡大されて以降多くの改正が行われた。学校には通告義務があるが、実際にどう活用されるのか関心がある。
- 過去の事件の中で、児童相談所の報告書に、家庭訪問を何度も子どもの安否確認ができなかつたと記載されていたことがあった。子どもが家の中でどういう生活をしているのか確認できず、親との面談だけで戻る場合でも、再度出向いていき、できるだけ親との関係を維持して、労をかけつつ児童相談所としての職責を全うしているのではないか。
- 先ほどの説明の中で、一時避難についてはスピードを持った対応をするとあったが、臨検許可状の発付が必要な場合には迅速な対応が必要だから、裁判所は請求があればすぐに発付できる態勢にあるのかを聴きたい。
- 捜査の令状と同様に、休日でも当直態勢をとっており、請求があれば迅速に発付できる。
- 虐待防止の各段階のうち、深刻化を防ぐ段階ではいろんな機関が関わってくる。一番重要なのは予防と早期発見である。少年事件の中の一定数は、非行の大きな原因に家庭内の問題がある。ネグレクトが原因で窃盗をしたり、親の暴力がある場合もある。また、家事事件の中でも、離婚調停の中で親の子への関わりが適切だったかどうかなどが問題となる場合がある。難しいケースには家裁調査官が調停期日に立会しているが、調停委員にも一定程度理解が必要である。調停委員を対象とした、虐待に関する研修は

あるのか。

- 調停委員の研修は年に何回か実施しているが、虐待に特化した研修は実施していない。虐待等が存在している事案は直ちに家裁調査官に立会を命じる。家裁調査官が立ち会って、虐待と言われている内容を検討し、どこまでの調査が必要か、他の関係機関との対応が必要かどうかという情報を、調停の席でそれぞれの親から聴取する。児童相談所に通告するという場合もある。
- 調停委員には、家裁調査官に進言できる程度の知識を持ってもらいたい。
- 子どもの状況を把握して調停を進めるよう、研修会や勉強会で調停委員に伝えている。
- 統計数値の説明に関して、親権喪失等の審判の既済総数とはどういう意味か。また、平成23年に1件却下とあるが、どういう事情か。
- 新受とはその年に申し立てられた事件数で、既済は事件が終わった件数である。申立ての年度と既済の年度がずれることがあり、平成24年12月に申立てがあったものは平成25年の既済に含まれている。却下の事例については調査していない。
- 当時は、親族又は検察官のみが申立てができたので、おそらく親族からの申立てではないか。
- 児童相談所の報告の中で、「保護者との関係を一生懸命考えた結果、子どもと会えずに保護者と車の中で話をした。」というのがあったが、そのような中で何件か事故になる場合がある。事後検証の中では、空振りでもよいからもう一步踏み込むべきではなかったかという意見が出る。保護すべきは子どもの命であり、保護者との関係とどちらに重みがあるか、その判断を誤ったときにこのようなことが起こる。
- 何度家庭訪問しても子どもの様子を確認できなかったネグレクトの事案では、悪臭がする環境で育てられていた。この場合、家庭訪問以外に学校

で情報を確認するなど、間接的な情報収集をしていた。

- 家庭裁判所と直接関係がないが、児童相談所が申立てをしようとする場合、よほど徹底した取組みができていないと申し立てないだろう。児童相談所が非難されているが、職員にカンファレンスをする時間的余裕があるのかと考える。児童虐待を防ぎ子どもの権利を守っていくため、児童相談所に対する支援をもっと世論として高めてほしいと考える。メディアもその点を含めて報道してもらいたい。
- 女性の相談を多く受けているが、多いのは心理的虐待があり離婚したいというものである。ただ、養育費をもらえないなどの金銭的な不安で、親権を主張することに二の足を踏む相談者が多い。家事調停でいろんなことを話し合える、養育費を払うよう説得してもらえるということへの広報がまだ必要である。また、性的虐待の場合は、人に相談する機会が全くない。県では、電話相談を受けたり、弁護士、産婦人科医や精神科医などが相談に応じるワンストップセンターができたものの、後方支援は必要を感じている。
- 虐待としつけは非常に難しいと思う。内容としてはネグレクトが多いようだが、親の心理はどういうものかと考える。そういう親に共通点があるのなら、早期発見に役立てることができるのではないか。申立てを受けて終局した後、親子の信頼関係は無事に回復できているのか。
- 信頼関係の回復は児童相談所がしているので、裁判所では分からない。
- 親子の信頼関係が回復できなかったケースは、児童福祉法28条2項の施設入所期間の更新審判が係属した際には分かる。
- 児童福祉施設等への入所の審判の関係では、児童福祉法28条2項の件数と同条1項事件の件数で信頼回復の傾向が見られるのではないか。2項事件は平成22年から0件である。
- 平成21年は4件取下げとなっているが、申立て後に親が同意したため

同意の入所に変わった可能性もある。また、児童施設の入所期間は、親が同意しているときは2年の制限がない。

- 一時保護は児童相談所長の判断か。
- そのとおりである。
- 親の同意による一時保護もある。
- 子どもが午後9時とかに遊んでいるのを見かけでも、それがネグレクトなのか線引きが分からぬ。こういう流れで親と子どもを引き離すという手続を誰も知らないし、通報までいかない。後から、通報すべきだったのではと後悔する。こういう状況を見たら通報しましょうと一般市民でも分かるようになればよい。
- 通報を迷うのはそのとおりと思う。配布資料のチャート図にある児童相談所への相談や通告は近隣住民や学校となっているが、実際は警察からの児童相談所への通告が非常に多い。健全な家庭と違う子どもの状況を見かけたら、住民は警察を介して通告するという方法もあると思う。また、幼稚園や小学校で体の傷を見て虐待の疑いがある場合には、児童相談所に通告する義務がある。病院の医師も同様である。通告は児童相談所が調査をするきっかけとなっている。
- マルトリートメント（不適切な取扱い）という、虐待より大きい概念でとらえていると聞いている。
- 子どもは虐待されるために生まれてきているのではないので、特に虐待に関しては気付きが大事である。学校でも気付くことがあり、現実問題として、外的な傷があれば保護者に話をし、中には暴力を振るったと認める場合は、親の教育をすることもあるが、だましてくれる親もあり、そのような親が虐待に走っていきやすい。そういう場合には通告する義務があろうと思うが、そんなことをするなら訴えるぞという方向に動く親もいて、介入することが難しい場合もある。根気よくその子を注目し、同じような状

況なら児童相談所と相談したい。本当に大変な状況になれば家庭裁判所の仕事だが、学校としては早く気付かなければならない。その方法があるか、はがゆい気持ちでいたが、ホットラインはいい方法と思う。いじめもそうだが、虐待ももっと子どもたちが訴える方法を作ってもらいたい。

- どうやって通告義務を具体化していくのかが問題である。疑わしいから通告するということは実際には難しい。
- 匿名でも通告できる。それで児童相談所が動き出すきっかけになる。
- 非常に活発な議論をありがとうございました。

6 次回委員会の意見交換テーマ

和歌山地方・家庭裁判所の新庁舎について

7 次回委員会の開催日時

平成26年5月28日（水）午後1時30分

8 退任予定委員の挨拶

小滝委員及び新土居委員から退任挨拶を受けた。

9 閉会